

令和7年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の  
運用状況及びフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

令和8年6月10日  
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）に違反する疑いのある行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者又は特定業務委託事業者（以下「業務委託事業者等」という。）に対しては、同法に基づき迅速かつ適切に対処することとしているところ、令和7年度における同法第2章<sup>(注)</sup>の運用状況は、以下のとおりである（下記「第1」）。

また、公正取引委員会は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）の施行に伴う、フリーランス・事業者間取引適正化等法関連の公正取引委員会規則等の整備のほか、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を、以下のとおり実施した（下記「第2」）。

（注）フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章（特定受託業務従事者の就業環境の整備）は厚生労働省が担当している。

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況

1 違反事件の処理状況

(1) フリーランスとの取引に関する調査の実施

フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為を受けた特定受託事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、公正取引委員会は、特定受託事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、能動的に調査を実施し、違反被疑行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。その一環として、問題事例の多い業種に係る業務委託事業者3万名を対象にフリーランスとの取引に関する調査を実施した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

取引適正化検査管理官 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

フリーランス取引適正化室 電話03-3581-5479（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>）

## (2) 違反被疑行為についての申出・自発的申出

### ア 申出

特定受託事業者は、業務委託事業者等にフリーランス・事業者間取引適正化等法違反と思われる行為があった場合には、公正取引委員会等に対してその旨を申し出ることができる（以下「申出」という。）。特定受託事業者による申出が行われた場合、公正取引委員会は、申出をした特定受託事業者が業務委託事業者等に特定されることが無いよう、申出に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、特定受託事業者が業務委託事業者等のフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事実の申出をしやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

### イ 自発的申出

公正取引委員会は、業務委託事業者等の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条に基づく勧告の対象となる違反行為に関する自発的な申出が業務委託事業者等からなされ、かつ、当該業務委託事業者等が、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合（この場合に該当する自発的な申出を以下「自発的申出」という。）には、業務委託事業者等の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している<sup>(注)</sup>。

(注) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jihatsu/freelance.html>

### ウ 件数

令和7年度において、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に違反する事実があるとして公正取引委員会に申出がされた件数は604件である。

また、令和7年度において、業務委託事業者等から自発的申出がされた件数は2件である。

## 2 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

### (1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は1,626件である。

### (2) 処理状況（第1表参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は1,597件であり、このうち、1,552件について、①フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条の規

定に基づく勧告又は②同法第 22 条の規定に基づく指導の措置を講じている。

(第 1 表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	申出件数	新規着手件数	処理件数				
			措置			不問	計
			勧告	指導 (注 2)	小計		
令和 7 年度	604	1,626	10	1,542	1,552	45	1,597
令和 6 年度 (注 1)	92	137	0	54	54	42	96

(注 1) 令和 6 年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月までの件数。

(注 2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

ア 勧告 (第 1 表及び別紙参照)

令和 7 年度の勧告件数は 10 件であった。

勧告事件の概要は別紙のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型の内訳は、取引条件の明示義務違反が 10 件、期日における報酬支払義務違反が 9 件、報酬の減額が 1 件、不当な経済上の利益の提供要請が 1 件となっている<sup>(注 1)</sup>。

具体的な違反行為としては、

- ・ 取引条件の明示義務違反については、特定受託事業者に対し、①業務委託をした際に、直ちに書面又は電磁的方法による明示をせず口頭で業務委託をした行為や、②業務委託をした際に、直ちに書面又は電磁的方法による明示をしたが、明示しなければならない事項に不備があった行為
- ・ 期日における報酬支払義務違反については、特定受託事業者に対し、①報酬の支払期日を定めずに特定受託事業者の給付を受領した日までに報酬を支払わなかった行為や、②特定受託事業者から役務の提供を受けた日から起算して 60 日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して 60 日を経過する日までに報酬を支払わなかった行為
- ・ 報酬の減額については、報酬を特定受託事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を特定受託事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から手数料を差し引いた行為<sup>(注 2)</sup>
- ・ 不当な経済上の利益の提供要請については、特定受託事業者に体験レッスンを無償で行わせた行為

等があった。

(注 1) 1 件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場

合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

(注2) 令和8年1月1日以降に業務委託する取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、特定受託事業者の金融機関口座に報酬を振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

#### イ 指導（第1表参照）

令和7年度の指導件数は1,542件であった。

#### ウ 特定の業種・業界におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑行為についての集中的な調査（令和7年12月10日公表<sup>(注)</sup>）

公正取引委員会は、令和7年度において、フリーランスとの取引が多い業種である放送業及び広告業の事業者について集中的に調査を行った結果、令和7年10月までの間に、128名の事業者に対して是正を求める指導を行い、令和7年12月10日に結果を取りまとめ、公表した。

(注) [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251210\\_fl\\_shido.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251210_fl_shido.html)

#### (3) 地区ごとの措置件数（第2表参照）

公正取引委員会による措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）1,552件の地区ごとの内訳は第2表のとおりである。

①関東甲信越地区が最も多く（845件、54.4%）、②近畿地区（187件、12.0%）、③九州地区（120件、7.7%）がこれに続いている。

（第2表 措置件数の地区ごとの内訳）

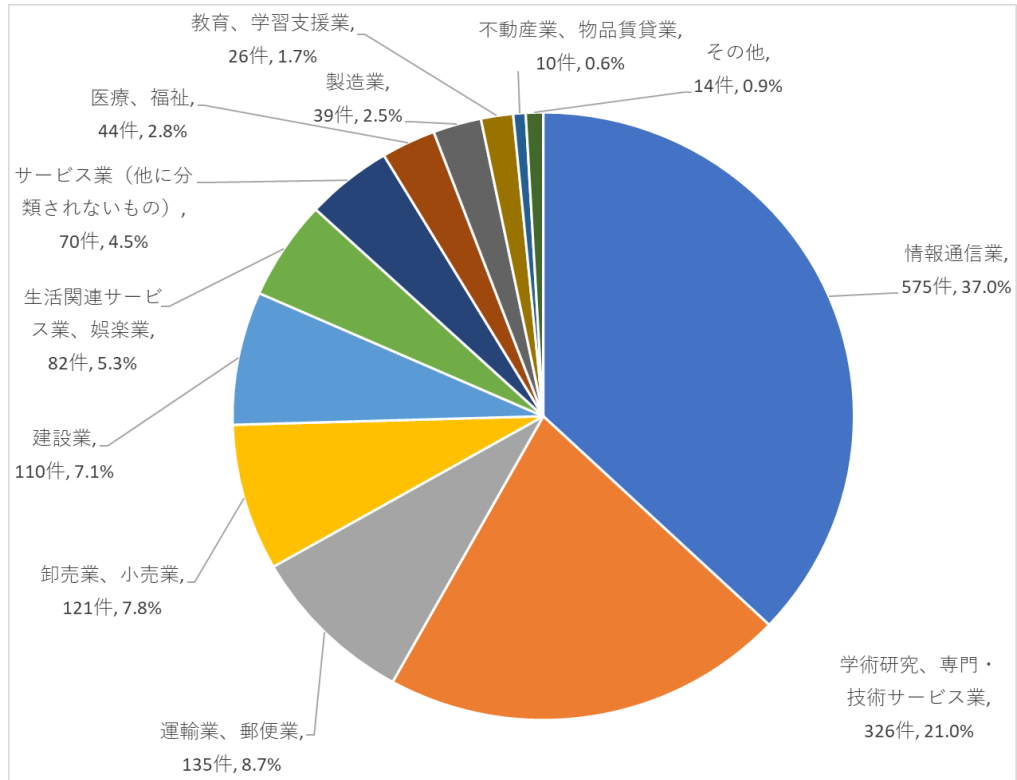
	勧告	指導	計
北海道地区	1	74	75
東北地区	0	82	82
関東甲信越地区	6	839	845
中部地区	1	103	104
近畿地区	1	186	187
中国地区	0	86	86
四国地区	0	34	34
九州地区	1	119	120
沖縄地区	0	19	19
<b>全国計</b>	<b>10</b>	<b>1,542</b>	<b>1,552</b>

#### 3 措置件数の業種別内訳（下図参照）

違反事件に係る措置件数は1,552件であり、業種別にみると、①情報通信

業が最も多く（575件、37.0%）、②学術研究、専門・技術サービス業（326件、21.0%）、③運輸業、郵便業（135件、8.7%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において特定受託事業者に対する業務委託が多く行われていることが要因であると考えられる。

（図 措置件数（1,552件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



（注）小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

#### 4 違反行為の類型別件数（第3表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で2,727件であり、そのうち、①期日における報酬の支払義務違反が最も多く1,135件（違反行為の類型別件数の合計の41.6%）、次いで②取引条件の明示義務違反が1,126件（同41.3%）、③買ったたきが250件（同9.2%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割超を占めている。

（第3表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	1,126	41.3%
期日における報酬の支払義務違反	1,135	41.6%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	103	3.8%
返品	0	0.0%
買ったたき	250	9.2%
購入・利用強制	3	0.1%
不当な経済上の利益の提供要請	30	1.1%
不当な給付内容の変更・やり直し	80	2.9%
報復措置	0	0.0%
<b>合計</b>	<b>2,727</b>	<b>100.0%</b>

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

#### 5 特定受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、特定受託事業者が被った不利益について、特定業務委託事業者から、特定受託事業者に対し、総額1734万円の原状回復が行われた。

## 第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

### 1 取適法施行に伴う公正取引委員会規則等の整備

#### (1) 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

公正取引委員会は、取適法の施行に伴い、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定する明示をするときに示さなければならない事項を定めること等を内容とする「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号）」を改正する必要性が生じたため、同規則の改正案を令和7年7月16日に公表し、同年8月15日を期限として、広く意見を募集し、提出された意見を検討した結果、成案を同年10月1日に公表した（令和7年公正取引委員会規則第11号。令和7年10月1日公布、令和8年1月1日施行）。

#### (2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方

公正取引委員会は、取適法の施行に伴い、フリーランス・事業者間取引適正化等法の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」を改正する必要性が生じたため、同考え方の改正案を令和7年7月16日に公表し、同年8月15日を期限として、広く意見を募集し、提出された意見を検討した結果、成案を同年10月1日に公表した（令和8年1月1日施行）。

### 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発

#### (1) 説明会等

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を、令和7年度においては、合計40回実施した。

主催説明会の開催に当たっては関係省庁との連携も行っており、このうち8回については厚生労働省、各労働局及び各経済産業局とともに説明を行うなど、共同して実施した。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務局の職員を講師として81回派遣した。

#### (2) 広報活動

##### ア 広報用動画の作成・配信

公正取引委員会は、特定受託事業者及び業務委託事業者等の理解を

深めることを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容や違反事例を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル (<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>) で配信した。

## イ ウェブサイト等の活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、パンフレット、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ & A等を掲載し、同法の周知・広報を行った。また、同法の考え方についての相談窓口一覧をウェブサイトに掲載して周知するとともに、違反被疑事実についての申出窓口を当委員会のウェブサイトに設置し、申出を受け付けた。

このほか、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するトピックスを適時にSNSで投稿した。

## ウ 広報活動の集中的な実施

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップし、当委員会のウェブサイトにおける同法の特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等の広報活動を集中的に実施した。



### 3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度においては、4,351件の相談に対応した。

また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」が設置されている。当委員会は関係省庁と連携して当該窓口の運営に当たっており、令和7年度において、13,400件の相談に対応した。

フリーランス、個人事業主などで  
契約・お仕事上のトラブルに  
お悩みの方へ

相談料 無料

相談から解決まで、  
弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料 匿名希望 匿名相談も  
対象 個人相談可 無料メール相談も利用可

受付時間  
9:30～16:30(土日祝日を除く)

こんなトラブル、私たちにご相談ください！

- あいまいな契約**  
契約が想定より不利な内容で、  
内容が不明確な契約内容により  
やむを得ず、後でトラブルに  
発展してしまった。
- 報酬の未払い**  
報酬の未払い、遅延や減額、  
報酬額が不明確な契約、  
納品遅れやキャンセル発生、  
滞り、キャンセル。
- ハラスメント**  
精神的苦痛や不安、  
被害の発生、身体的苦痛、  
経済的なダメージ発生、  
その他被害。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する  
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽に相談ください

必ずお電話で予約してご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

フリーランス・トラブル110番  
0120-532-110  
help@freelance110.jp

一連 番号	件 名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
1	(株)光文社に 対する件	<p>(株)光文社は、自らが出版する月刊誌、週刊誌、文庫本等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施、撮影道具等の手配等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月27日までの間、特定受託事業者31名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年2月27日までの間、特定受託事業者31名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に対し明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の 明示義務） 第4条第5項 （期日におけ る報酬支払義 務）</p>	R7.6.17
2	(株)小学館に 対する件	<p>(株)小学館は、自らが出版する月刊誌及び週刊誌に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年12月1日から同月31日までの間、特定受託事業者191名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年12月1日から同月31日までの間、特定受託事業者191名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に対し明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の 明示義務） 第4条第5項 （期日におけ る報酬支払義 務）</p>	R7.6.17

一連 番号	件 名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
3	島村楽器(株) に対する件	<p>島村楽器(株)は、自らが運営する音楽教室のうちミュージックスクールにおいて行う消費者向けのレッスン、体験レッスン、スクール短期レッスン等の実施、当該音楽教室が主催する発表会や音楽イベントでの演奏や運営等の実施等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者97名に対し、本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2)ア 令和6年11月12日に行った本件業務委託について、特定受託事業者1名の本件業務委託に係る報酬の支払期日を「毎月末日締切、翌々月10日支払」として、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を超える期日に定め、当該事業者に対し明示しており、当該事業者に対し、当該期日に報酬を支払った。</p> <p>イ 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者85名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、報酬の支払期日を当該事業者に対し明示しておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>(3) 令和6年11月1日から令和7年2月6日までの間、特定受託事業者11名に対し、合計19回の体験レッスンを無償で行わせていた。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務） 第5条第2項第1号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>	R7. 6. 25
4	(株)九州東通 に対する件	<p>(株)九州東通は、テレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	R7. 9. 26

一連 番号	件名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
5	(株)ZWEI に対する件	(株)ZWEI は、会員同士のお見合いの日程調整、会員からの結婚相談に係るカウンセリング、「婚活パーティー」と称するイベントの司会及びマーケティングに係るコンテンツ等の制作等の業務を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、令和6年11月1日から令和7年4月30日までの間、特定受託事業者134名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。	第3条第1項 （取引条件の 明示義務）	R7.12.5
6	グロービジョン(株)に対する件	グロービジョン(株)は、テレビジョン放送事業者等から請け負う映画、アニメ番組等の制作に係る演出、翻訳、編集、音声出演等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、 (1) 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者55名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。 (2)ア 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者1名に対し本件業務委託をした際に、請求書の提出が遅れたことを理由として、当該事業者の役務の提供を受けたにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに報酬を支払わなかった。 イ 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、特定受託事業者54名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。	第3条第1項 （取引条件の 明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）	R7.12.5

一連 番号	件 名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
7	(株)共同通信社に対する件	<p>(株)共同通信社は、自社が企画運営する囲碁や将棋のイベントの立会い、撮影、観戦記の点検・校正、自社が出版する年鑑等の原稿の執筆、自社が運営するWebメディアの記事の執筆、イラスト作成、配信する海外リリースの翻訳、自社が開催するイベント等での講演や撮影などの業務を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年2月13日までの間、特定受託事業者45名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年2月13日までの間、特定受託事業者41名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	R8. 2. 25
8	中部電力(株)に対する件	<p>中部電力(株)は、総務・広報、人事・労務、経理・法務、研究・開発、設備の管理・評価等に関する支援業務を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者39名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2)ア 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者12名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>イ 令和6年11月1日から令和7年9月17日までの間、特定受託事業者2名に対し本件業務委託をした際に、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を超えて報酬の支払期日を定め、当該事業者から役務の提供を受けた日から起算して60日を経過する日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	R8. 2. 27

一連 番号	件 名	事件の内容	違反法条	勧告年月日
9	(株)テレビ北海道に対する件	<p>(株)テレビ北海道は、放送番組の制作に係る動画、音声データ等の作成、ディレクター業務等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者33名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者32名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	R8.3.16
10	(株)京都放送に対する件	<p>(株)京都放送は、放送番組等の制作に係る構成台本の作成、出演、ヘアメイク、スタイリング等を特定受託事業者に委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>(1) 令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者132名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>(2) 令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者110名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p> <p>(3) 報酬を特定受託事業者67名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、当該事業者に対し令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から手数料を差し引いた。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務） 第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）</p>	R8.3.31